

令和7年度
宮城県医療機関等
原油価格・物価高騰対策事業費
補助金

Q & A

令和8年1月13日
【ver.01】

宮城県保健福祉部医療政策課

目 次

1. 医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金について	1
Q. 01 補助金の目的は。	
Q. 02 補助金の交付額は。	
Q. 03 補助金の用途制限は。	
Q. 04 過去に実施した同補助金との変更点はなにか。	
2. 交付対象施設について	1
Q. 05 補助金の交付対象施設は。	
Q. 06 休止中の施設は対象となるか。	
Q. 07 令和7年10月に運営開始した場合、対象となるか。	
Q. 08 施設は宮城県内にあるものの本社が宮城県内にない場合、申請できるか。	
Q. 09 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請できるか。	
Q. 10 歯科診療所は交付対象か。	
Q. 11 国立大学法人や独立行政法人が運営する施設は交付対象か。	
Q. 12 一部事務組合が運営する施設は交付対象か。	
Q. 13 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、どのような自動車が対象か。	
Q. 14 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、私用自動車を訪問診療に使用している場合は交付対象か。	
Q. 15 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、介護報酬を請求している施設は交付対象か。	
3. 補助金の申請について	3
Q. 16 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。	
Q. 17 どのように申請するのか。	
Q. 18 複数の施設を運営している法人の場合、複数の施設で交付を受けることは可能か。	
Q. 19 複数の施設を運営している法人の場合、複数の施設の申請を一回で行うことは可能か。	
Q. 20 証拠書類を提出する必要はあるか。	
Q. 21 助産所・施術所・歯科技工所の医療機関番号を教えてほしい。	
Q. 22 振込先の口座情報には何を記載すればよいか。	
Q. 23 添付する振込先口座の情報がわかる画像とは何を用意すればよいか。	
Q. 24 電子メールや郵送による申請は可能か。	
Q. 25 パソコンが使用できない（持っていない）が、どのように申請すればよいのか。	
Q. 26 申請後、申請書類の記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。	
4. その他	4
Q. 27 補助金の問い合わせ先は。	
Q. 28 補助金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。	

1. 医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金について

Q. 01 補助金の目的は。

光熱水費や燃料費等の高騰が長期化する中、安定的な医療サービスの提供を支援するため、医療機関等のかかり増し経費の負担に対し、一定の支援を行うものです。

Q. 02 補助金の交付額は。

対象事業及び施設の種類によって交付額が異なります。

(1) 医療機関等物価高騰対策事業

①病院	1床当たり	60,000円
②有床診療所	1施設当たり	780,000円
③無床診療所	1施設当たり	230,000円
④訪問看護ステーション	1施設当たり	100,000円
⑤助産所	1施設当たり	100,000円
⑥施術所	1施設当たり	100,000円
⑦歯科技工所	1施設当たり	100,000円

※ 病院の補助額の算定の基礎となる病床数は、令和7年4月1日時点での医療法上の許可病床数。

(2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業

自動車台数※ 1台当たり 7,000円

※ 当該年度において、原油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付の基礎となっていないもの。

専ら訪問診療等に使用している自動車で、訪問診療を担当する医師・歯科医師・訪問看護職員（常勤換算人数かつ上限5人までとする。）1人当たり1台までを上限とする（私用自動車を訪問診療に使用している場合も含む）。

常勤換算人数については、小数点第一位を四捨五入し、整数値を採用する。

Q. 03 補助金の用途制限は。

補助金は、原油価格及び物価の高騰下における安定的な医療サービスの提供を支援するため交付するものであり、用途制限はありません。

Q. 04 昨年度実施した同補助金との変更点はなにか。

制度上の大きな変更点は以下のとおりです。その他、様式等について若干の変更を加えています。

(1) 補助単価の改正

物価の状況、補助対象期間の変更

2. 交付対象施設について

Q. 05 補助金の交付対象施設は。

宮城県内に所在し、原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けている下記施設が対象となります。

(1) 医療機関等物価高騰対策事業

①病院・診療所・訪問看護ステーション

令和7年4月1日時点で東北厚生局長から指定されている施設

②助産所・施術所・歯科技工所

令和7年4月1日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている施設

【対象外】次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するもの
- ・暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・県税に未納があるもの

(2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日までにおいて、事業者が燃料費を負担する自動車で訪問診療等を行い、かつ、同期間において介護報酬を請求した実績がない施設

①病院・診療所

令和7年4月1日時点で東北厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」及び「在歯管」のいずれかの届出がされている施設

②訪問看護ステーション

令和7年4月1日時点で東北厚生局長から指定されている施設

【対象外】次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するもの
- ・当該年度において同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているもの
- ・暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・県税に未納があるもの

Q. 06 休止中の施設は対象となるか。

令和7年4月1日時点で休止中の施設は対象となりません。

Q. 07 令和7年10月に運営開始した場合、対象となるか。

Q. 05 に記載のとおり、令和7年4月1日時点で東北厚生局長から指定されていない（助産所・施術所・歯科技工所の場合は同日時点で管轄保健所長から開設許可を受けていない）施設は対象なりません。

Q. 08 施設は宮城県内にあるものの本社が宮城県内にない場合、申請できるか。

本社が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については対象となります。

Q. 09 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請できるか。

Q. 05 の交付対象施設の条件を満たしている場合は、申請が可能です。

Q. 10 歯科診療所は交付対象か。

対象となります。

Q. 11 国立大学法人や独立行政法人が運営する施設は交付対象か。

対象となります。

Q. 12 一部事務組合が運営する施設は交付対象か。

地方自治法第284条に定める一部事務組合及び地方公営企業法第39条の2に定める企業団が運営する施設は対象なりません。

Q. 13 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、どのような自動車が対象か。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、訪問診療等を行う事業者が燃料費を負担する自動車が対象となります。

Q. 14 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、私用自動車を訪問診療に使用している場合は交付対象か。

対象となります。

Q. 15 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、介護報酬を請求している施設は交付対象か。

対象なりません。介護報酬を請求している施設については、宮城県保健福祉部長寿社会政策課にお問い合わせください。

3. 補助金の申請について

Q. 16 申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。

申請受付期間は、令和8年1月13日（火）～令和8年1月30日（金）としています。
補助金の交付は、審査を終えたものから順次行い、令和8年3月中には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q. 17 どのように申請するのか。

宮城県電子申請システム LoGo フォームから申請してください。下記URL又はQRコードからシステムにアクセスしていただき、必要事項を記入の上、必要データを添付して申請してください。

なお、施設区分ごとに申請フォームが異なりますので、申請する施設の区分に応じた申請フォームから申請してください。

(1) URL

- 病院：<https://logoform.jp/form/GQGB/1345512>
- 有床診療所：<https://logoform.jp/form/GQGB/1379279>
- 無床診療所：<https://logoform.jp/form/GQGB/1379338>
- 訪問看護ステーション：<https://logoform.jp/form/GQGB/1379410>
- 助産所・施術所・歯科技工所：<https://logoform.jp/form/GQGB/1346357>

(2) QRコード

病院	有床診療所	無床診療所	訪問看護ステーション	助産所・施術所・歯科技工所

Q. 18 複数の施設を運営している法人の場合、複数の施設で交付を受けることは可能か。

交付対象となる施設であれば、複数の施設で交付を受けることが可能です。

Q. 19 複数の施設を運営している法人の場合、複数の施設の申請を一回で行うことは可能か。

複数の施設の申請を一回で行うことはできません。施設ごとに申請してください。

Q. 20 証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

Q. 21 助産所・施術所・歯科技工所の医療機関番号を教えてほしい。

通知封筒の宛名に【 】書きで記載しておりますが、通知封筒を失くされた場合等は、宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-211-2011

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q. 22 振込先の口座情報には何を記載すればよいか。

診療報酬の受け取りに使用している口座を記入してください（助産所・施術所・歯科技工所は任意の口座）。

Q. 23 添付する振込先口座の情報がわかる画像とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる写真（画像）データを提出してください。

ただし、写真（画像）データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q. 24 電子メールや郵送による申請は可能か。

電子メールや郵送による申請は受け付けておりません。

Q. 25 パソコンが使用できない（持っていない）が、どのように申請すればよいのか。

宮城県電子申請システムは、携帯電話でもお使いいただけます。Q. 17に記載のURL又はQRコードからシステムにアクセスしていただき、必要事項を記入の上、送信してください。

宮城県電子申請システムによる申請ができない場合は、個別にお問い合わせください。

<電話番号> 022-211-2011

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q. 26 申請後、申請書類の記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。

宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-211-2011

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

4. その他

Q. 27 補助金の問い合わせ先は。

宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-211-2011

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q. 28 補助金の申請後に、電話がかかってくることはあるのか。

申請書に不備があった場合など、内容確認や修正をお願いするために宮城県医療機関等補助金サポート窓口から連絡をすることがあります。

窓口から問い合わせをする場合は

<電話番号> 022-211-2011

の番号からになりますので、特殊詐欺にはご注意ください。